

## 1. 介護報酬

## (1) 加算

## ① サービス提供体制強化加算

- |  |  |
|--|--|
| ① 従業者に対する従業者ごとの研修計画が作成されておらず、従業員ごとの研修の実施についても確認できなかった。全ての従業者に係る研修計画について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間及び実施時期を定め、実施し、記録を残すこと。  | 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】<br>地域算定基準別表の1ト・大臣基準告示第47号、地域算定留意事項第2の2(15)①②④               |
| ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催されているとのことであったが、内容や参加者に関する記録がほぼ確認できなかった。会議については、従業者の全てが参加するものでなければならず、また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならないものとなっているため、従業者のすべてを参加させ、概要について記録を残すこと。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、分かれて開催しても差し支えない。 | 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】<br>地域算定基準別表の1ト・大臣基準告示第47号、地域算定留意事項第2の2(15)①②④               |
| ③ 従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であることを確認すること。職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。また、従業者の勤務時間については、サービス付き高齢者向け住宅を除く当事業分のみで算出すること。   | 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】<br>地域算定基準別表の1ト・大臣基準告示第47号、地域算定留意事項第2の2(15)①②④               |
| ④ サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)を算定しているが、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合について基準を満たしているのか確認していなかった。   | 【地域密着型通所介護】<br>地域算定基準別表の2の2ハ(2)・大臣基準告示第51号の8ロ、地域算定留意事項第2の2(15)④(第2の3の2(22)①準用) |

## ② 特定事業所加算

- |  |  |
|--|--|
| ① 全ての訪問介護員等に係る研修計画について、個別具体的な研修の目標及び研修期間の記載がなかったため、記載すること。   | 【訪問介護】<br>居宅算定基準別表の1注9(2)・大臣基準告示第3号、居宅予防基準解釈第2の2(13)①イロ  |
| ② 利用者に対する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議に参加していない訪問介護員等がいた。当該会議は登録ヘルパーも含めて、訪問介護員等のすべてを参加させること。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、分かれて開催しても差し支えない。  | 【訪問介護】<br>居宅算定基準別表の1注9(2)・大臣基準告示第3号、居宅予防基準解釈第2の2(13)①イロハ |
| ③ 指定訪問介護の提供に当たって、サービス提供責任者が当該利用者を担当する訪問介護員に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始する必要がある。当日確認したところ、口頭または電話により伝達しているが、文書等では伝達しておらず、内容について記録していないとのことであったので、文書等の確実な方法により伝達し、伝達した内容を記録すること。 | 【訪問介護】<br>居宅算定基準別表の1注9(2)・大臣基準告示第3号、居宅予防基準解釈第2の2(13)①イロハ |

## ③ 退院・退所加算

- |  |   |
|--|---|
| ① 退院・退所加算Ⅰロ算定の2名について、医療機関のカンファレンスに参加した記録はあったが、当該加算のカンファレンスの要件(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3)を満たす参加者が確認できなかった。また、そのうち1名については、提供を受けた退院時の利用者に関する必要な情報が確認できなかった。 | 【居宅介護支援】<br>居宅支援算定基準別表のホ・大臣基準告示第85号の2、居宅・支援算定留意事項第3の13(3)①イ |
|--|---|

## (2) 基本サービス費

- |   |  |
|---|--|
| <p>① 認知症老人徘徊感知器を貸与している利用者について確認したところ、当該機器を貸与できる対象者であることが確認できない事例があった。当該機器は「介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である老人が屋外に出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの」となっている。このため、利用者について当該機器の貸与が認められる者であることを居宅介護支援事業所と連携し、福祉用具貸与事業所としてもその根拠を確認し、記録すること。</p> | <p>【福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与】<br/>居宅算定基準別表の11／予防算定基準別表の9、福祉用具種目第11項</p> |
| <p>② 居宅サービス計画に位置付けられた通院等乗降介助について、要介護2又は要介護3の利用者の場合や乗降介助の前後の屋内外における移動等の介助の所要時間が20分未満の場合に身体介護中心型の算定がある事例があった。身体介護中心型の算定ができるのは、要介護4又は要介護5の利用者に対して、乗降介助の前後に連続して20～30分程度以上の手間のかかる身体介護を行った場合である。</p>                                    | <p>【訪問介護】<br/>居宅算定基準別表の1イ、ハ、注2、注4、居宅・支援算定留意事項第2の2(11)</p>        |
| <p>③ 訪問介護計画において、身体介護を提供した後、2時間未満に身体介護を提供し、各々の所要時間で算定することとしている事例があった。この場合の算定は、各々の所要時間で身体介護を算定するのではなく、これらの所要時間を合算した身体介護で算定しなければならない。</p>  | <p>【訪問介護】<br/>居宅算定基準別表の1イ、居宅・支援算定留意事項第2の2(4)④</p>                |

## (3) 減算

## ① 送迎減算

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| <p>① 利用者を家族が迎えに来た日について、送迎減算を行っていない事例があった。</p>             | <p>【通所介護】<br/>居宅算定基準別表の6注19</p>       |
| <p>② 宿泊サービスを利用し、送迎を実施していない日について、送迎減算をせずに請求している事例があった。</p> | <p>【認知症対応型通所介護】<br/>地域算定基準別表の3注13</p> |

## 2. 人員基準

- |   |   |
|---|---|
| <p>① 事前提出資料として提出された勤務体制・勤務形態一覧表において、法人内における他事業の勤務時間を含み作成されており、そのため、訪問介護員等の員数について基準を満たしているか確認ができなかった。事業者は、事業所ごとに訪問介護員等を2.5人以上置く必要があるため、他事業分と分けて作成し、従業員の職務を明確にしたうえで勤務の体制を定めること。</p>   | <p>【訪問介護】<br/>居宅条例第6条第1項、第32条第1項</p>                            |
| <p>② 事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数については週32時間とのものであったが、法人の就業規則においてもその旨の記載がなく、常勤の従業者が勤務すべき時間について確認ができなかった。常勤の訪問介護員等のうち、少なくとも1人をサービス提供責任者とする必要があるが、そのためサービス提供責任者が常勤であることが確認できなかった。常勤の従業者が勤務すべき時間について明確にしたうえで、サービス提供責任者を適正に配置すること。</p> | <p>【訪問介護】<br/>居宅条例第6条第2項</p>                                    |
| <p>③ 機能訓練指導員について、配置が確認できなかった。事業者は事業所ごとに機能訓練指導員を1以上置かなければならないため、適正に配置すること。</p>   | <p>【地域密着型通所介護】<br/>地域条例第59条の3第1項第4号、同条第6項</p>                   |
| <p>④ サービスを提供している時間帯に看護職員及び介護職員のいずれも配置していない時間帯があった。単位ごとに看護職員又は介護職員を常時1人以上従事させること。人員欠如状態が継続する場合、人員欠如減算に該当する場合があるため、算定を適切に行うこと。</p>  | <p>【認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護】<br/>地域条例第61条第2項／地域予防条例第5条第2項</p> |

## 3. 計画の作成

- |   |  |
|---|--|
| <p>① 福祉用具が追加された利用者について、居宅サービス計画の変更があったにも関わらず福祉用具貸与計画の変更が行われていないものがあった。居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない、また、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、同意を得る必要がある。居宅サービス計画の内容に沿った福祉用具貸与計画を作成し、利用者又はその家族から必ず同意を得ておくこと。</p>  | <p>【福祉用具貸与】<br/>居宅条例第245条第2項、第3項、居宅予防基準解釈第3の十一3(3)⑥ハ</p> |
| <p>② 福祉用具貸与計画について、作成していない事例、説明及び同意が実施されていない事例、交付ができていない事例があるとのことであった。当該計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、当該計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない、また、当該計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならないとされている。これらのことが確実に実施されるように、必要な措置を講ずること。</p> | <p>【福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与】<br/>居宅条例第245条／予防条例第219条</p>       |
| <p>③ 地域密着型通所介護計画が確認できない事例があった。また、地域密着型通所介護計画について、利用者の同意及び利用者への交付について確認できない事例があった。適切に地域密着型通所介護計画を作成し、利用者の同意を得て当該計画を利用者に交付すること。</p>   | <p>【地域密着型通所介護】<br/>地域条例第59条の10第1項、第3項、第4項</p>            |

## 4. 記録の整備等

- |   |  |
|---|--|
| <p>① 1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行った時のサービス提供記録において、生活援助の記録はあるものの身体介護の記録がないものがあった。指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する必要があり、また、サービスの提供に関する記録は、介護報酬算定の根拠となることから、確実に記録すること。</p> | <p>【訪問介護】<br/>居宅条例第24条、第25条第2項</p>                 |
| <p>② 実地指導時に訪問介護計画が確認できない事例や作成日と説明日及び交付日の整合性が取れない事例が散見された。そのため、訪問介護計画どおりに正しく訪問介護サービスが提供されているかどうか確認ができなかった。後日、書類が見つかったとのことで提出があったが、当日の確認ができなかったため、記録については適切に整備し、保存すること。</p>     | <p>【訪問介護】<br/>居宅条例第25条第1項、第2項、第3項、第4項第43条第2項</p>   |
| <p>③ 実地指導時に重要事項説明書をはじめ、福祉用具貸与計画等、当該利用者にかかる全ての書類が確認できない事例があった。そのため、利用者の同意や計画など、適正にサービス提供がなされているかなどの確認ができない状態であった。記録については適切に整備し、保存すること。</p>                                     | <p>【福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与】<br/>居宅条例第251条/予防条例第215条</p> |

1. 内容及び手続の説明及び同意 [誤記等]  
 2. 運営規程 [誤記等]  
 3. 記録の整備等

- |  |  |
|--|--|
| ① 支援経過記録について、一部の期間については下書きのままのものがあつた。支援経過記録は居宅サービス計画書の一部であり、重要な記録であるため適切に処理し保管すること。                  | 【居宅介護支援】<br>居宅支援条例第31条第2項              |
| ② 居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける際に意見を求めた主治医に、作成した居宅サービス計画を交付したとのことだったが、交付したことについて記録がない事例があつた。交付について必ず記録すること。 | 【居宅介護支援】<br>居宅支援条例第15条第22号、<br>第31条第2項 |

## 4. 具体的取扱方針

## (1) 居宅介護支援を除く

- |   |  |
|---|--|
| ① 入浴介助が必要な利用者について、その目標及び具体的なサービスの内容が通所介護計画においては確認できなかった。サービス提供は当該計画に基づいて行うこととされており、また、入浴介助加算の算定の根拠としても、入浴介助が必要な場合は、当該計画にその目標及び具体的なサービスの内容を適切に位置付けること。 | 【通所介護】<br>居宅条例第108条第1項第1号<br>(第119条準用)、第109条第1項<br>(第119条準用)、居宅算定基<br>準別表の6注7、居宅・施設算<br>定留意事項第2の7(8) |
|---|--|

## (2) 居宅介護支援 (条例第15条)

## ① サービス担当者会議 (第9・16号)

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| ① 居宅サービス計画の新規作成において居宅サービス計画に位置付けた事業所の担当者の出席がなく、出席できなかったやむを得ない理由の記録がない事例があつた。出席できないやむを得ない理由について記録すること。  | 【居宅介護支援】<br>居宅支援条例第15条第9号、<br>第31条第2項 |
| ② サービス担当者会議の記録を確認したところ、当日参加できない事業者により電話により意見聴取を行っている事例があつたが、その内容についての記録がなかった。やむを得ない理由によりサービス担当者会議に出席できない担当者に対して照会する場合には、やむを得ない理由及び照会回答の内容について記録すること。 | 【居宅介護支援】<br>居宅支援条例第15条第9号、<br>第31条第2項 |

## ② 計画の交付 (第11号)

- |   |  |
|---|--|
| ① 居宅サービス計画を作成した際、担当者に居宅サービス計画を交付したことが確認できない事例があつた。交付について必ず記録すること。 | 【居宅介護支援】<br>居宅支援条例第15条第11号、<br>第31条第2項 |
|---|--|

## ③ 福祉用具 (第25・26号)

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| ① 福祉用具貸与を位置付けた際の居宅サービス計画を確認したところ、福祉用具貸与が必要な理由についての記載が十分でなかった。また、継続する場合においても福祉用具貸与が必要な理由についての記載がなかった。居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。また、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。 | 【居宅介護支援】<br>居宅支援条例第15条第25号         |
| ② 短期入所生活介護の利用者が一時的に帰宅する際の特設寝台等の利用について、サービス担当者会議で検討した記録があり、サービス提供票で利用実績があつたが、居宅サービス計画書に記載がなかった。当該計画に、福祉用具貸与が必要な理由又は継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合の理由を記載するとともに、適切に位置付けること。   | 【居宅介護支援】<br>居宅支援条例第15条第8号、第<br>25号 |

## ④ 主治医等の意見(第21号)

- ① 医療系サービスを居宅サービス計画に位置付ける際に、主治医の意見を聴取したことの記録がない事例があった。医療系サービスを居宅サービス計画に位置付ける際及び必要と認める際には、対面、文書、指示書(居宅サービス事業所に発出された指示書の確認等)、サービス担当者会議や主治医の指示を受けた医療機関職員を経由するなどの方法で主治医の意見を聴取し、その旨を記録すること。  
また、意見を求めた主治医に対し、居宅サービス計画を交付する必要がある。交付は行っているとのことであったが、そのことが確認できない事例があった。交付をした際はその旨を記録すること。なお、交付の方法としては対面のほか郵送やメール、主治医の勤務する医療機関を経由する方法も可能である。

【居宅介護支援】  
居宅支援条例第15条第21号、  
第22号、第31条第2項

## 5. 介護報酬

## (1) 加算

## ① 個別機能訓練加算

- ① 常勤の機能訓練指導員の配置が明確とはなっていなかった。  
提供日ごとに、看護職員兼機能訓練指導員を2名配置していたが、指定通所介護を提供する時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤職員である必要があることから加算に関する機能訓練指導員の配置を明確にすること。
- ② 利用者の居宅を訪問した旨の記録が確認できなかった。  
居宅を訪問しているとのことであったが、最初に個別機能訓練計画を作成する際、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行うことが必要であることから、居宅を訪問した旨及び確認した生活状況について記録すること。
- ③ 個別機能訓練加算(Ⅰ)について、個別機能訓練計画における利用者への説明及び同意日が利用後の日付となっている事例があった。当該加算を算定する場合は、利用者又はその家族に対して、事前に機能訓練の内容を説明し、同意を得ること。

【通所介護】  
居宅算定基準別表の6注10、  
大臣基準告示第16号イ(1)、  
(4)、居宅・支援算定留意事項  
第2の7(1)⑨

【通所介護】  
居宅算定基準別表の6注10、  
大臣基準告示第16号イ(1)、  
(4)、居宅・支援算定留意事項  
第2の7(1)⑨

【通所介護】  
居宅算定基準別表の6注10、  
大臣基準告示第16号イ(4)、居  
宅・支援算定留意事項第2の7  
(1)⑨

## ② 介護職員等特定処遇改善加算

- ① 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである処遇改善の内容等の公表について確認したところ、事業所内の掲示等を行っているとのことであったが、公表とはならないので、介護サービスの情報公表制度や事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。
- ② 介護職員特定処遇改善加算の算定要件である処遇改善の内容等を公表していなかった。インターネットの利用その他の適切な方法により、処遇改善の内容等を公表すること。

【訪問介護】  
居宅算定基準別表の1ト・大臣  
基準告示第4号の2、居宅・支  
援算定留意事項第2の2(23)、  
処遇改善・特定加算(令和2年  
3月5日老発0305第6号)の3

【通所介護】  
居宅算定基準別表の6へ、大  
臣基準告示第6号の2イ(8)(第  
24号の2準用)

## ③ 介護職員処遇改善加算

- ① 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定していなかった。キャリアパス要件Ⅱに適合するよう、介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら「資質向上の目標」及び「研修機会の提供等」もしくは「資格取得のための支援」の実施に関する具体的な計画を作成し、全ての介護職員に周知すること。
- ② 介護職員を兼務していない看護職員(兼機能訓練指導員)及び生活相談員に対して、介護職員処遇改善加算を原資とした賃金改善を行っていた。  
当該加算を原資とした賃金改善は介護職員に限られることから、当該加算の趣旨及び算定要件について、再度確認したうえで、取扱いを見直し、適合するように改めること。
- ③ 介護職員処遇改善加算について、「研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う」ことに関する具体的な計画が策定されていなかった。キャリアパス要件Ⅱに適合するよう、具体的な計画を策定し、全ての介護職員に周知すること。

【通所介護】  
居宅算定基準別表の6ホ、大  
臣基準告示第4号イ(7)(三)(四)  
(第24号準用)、処遇改善・特  
定加算

【通所介護】  
居宅算定基準別表の6ホ、大  
臣基準告示第4号イ(7)(三)(四)  
(第24号準用)、処遇改善・特  
定加算

【地域密着型通所介護】  
地域算定基準別表の2の2  
二、大臣基準告示第48号イ(7)  
(三)(四)(第51号の9準用)、処  
遇改善・特定加算

## ④ サービス提供体制強化加算

- |   |  |
|---|--|
| ① 一部の訪問介護員について、研修計画の策定がなかった。事業所の全ての訪問介護従業者ごとに、研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定し、これに従い研修を実施すること。   | 【夜間対応型訪問介護】<br>地域算定基準別表の2ハ、H27厚労省告示95第50号イ(2)(3)、地域算定留意事項第2の2(15)①②(第2の3(7)準用) |
| ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所の訪問介護員等の技術指導を目的とした会議について、出席の確認ができない従業者がいた。当該会議には、全ての従業者を参加させること。また、会議の出席者、内容について記録すること。なお、会議の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループに分かれて開催することができる。 | 【夜間対応型訪問介護】<br>地域算定基準別表の2ハ、H27厚労省告示95第50号イ(2)(3)、地域算定留意事項第2の2(15)①②(第2の3(7)準用) |
| ③ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合について基準を満たしているのか確認できなかった。例月の勤務表において確認していたとのことであったが、記録がなかったため、当該割合を算定の根拠として記録すること。  | 【地域密着型通所介護】<br>地域算定基準別表の2の2ハ(1)、大臣基準告示第51号の8イ、地域算定留意事項第2の2(15)④(第2の3の2(22)①準用) |

## ⑤ 退院・退所加算

- |  |  |
|--|--|
| ① 退院退所加算（Ⅰ）ロ又は同加算（Ⅱ）ロの算定について、カンファレンス後に利用者又は家族に提供した文書の写しが確認できない事例があった。カンファレンスを必要とする当該加算を算定する場合は、文書の写しを保管すること。 | 【居宅介護支援】<br>居宅算定基準別表のホ、大臣基準告示第85号の2、居宅・支援算定留意事項第3の13(3)④ |
| ② 退院・退所加算（Ⅱ）イを算定していたが、算定要件である病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回以上受けたことが確認できない事例があった。情報の提供を受けた際は、適切にその記録を残すこと。         | 【居宅介護支援】<br>居宅支援算定基準別表のホ、大臣基準告示第85号の2                    |

## (2) 基本サービス費

- |  |   |
|--|---|
| ① 軽度要介護者及び要支援者では介護保険適用とならない福祉用具貸与について、保険給付の対象となる特例措置の根拠を把握していなかった。特例措置の対象とする場合は、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者と連携し、福祉用具貸与事業所としても、その根拠を確認し記録すること。   | 【福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与】<br>居宅算定基準別表の11注4／予防算定基準別表の9注4、居宅・支援算定留意事項第2の9(2)／予防算定留意事項第2の11(2) |
| ② 認知症老人徘徊感知器を貸与している利用者の居宅サービス計画及び福祉用具サービス計画を確認したところ、目標が「安全な移動」や「転倒しない」などとなっており、「徘徊の感知」を目標とはしていなかった。当該機器は「認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの」となっていることから、適切な目標設定を行うこと。 | 【福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与】<br>居宅算定基準別表の11／予防算定基準別表9、福祉用具等取扱(平成12年1月31日老企第34号)第1の1(11)        |

## 6. 計画の作成

- |   |  |
|---|--|
| ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に、食事の提供など、入居する当該サービス付高齢者住宅の業務を記載している事例があった。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所とサービス付高齢者住宅について、双方の業務を明確に位置付け、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成すること。 | 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】<br>地域条例第26条第1項  |
| ② 福祉用具貸与計画を担当の介護支援専門員に交付したことについて確認ができなかった。福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該計画を担当の介護支援専門員に交付しなければならないため確実に交付し、記録すること。                                 | 【福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与】<br>居宅条例第245条第4項／予防条例第219条第4項、居宅予防基準解釈第3の十一3(3)⑥二／居宅予防基準解釈第4の |
| ③ 身体介護について、訪問介護計画とサービス提供票の提供時間が異なる事例があった。身体介護の提供の実態に合わせて、必要に応じて訪問介護計画を変更するか、又は居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の変更を依頼するなど、齟齬がないようにすること。                      | 【訪問介護】<br>居宅条例第25条第2項  |
| ④ 居宅サービス計画と通所介護計画において、サービス提供時間が相違している事例があった。通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならないので、適切な通所介護計画を作成すること。   | 【通所介護】<br>居宅条例第109条第2項   |

## 7. 秘密保持

- |  |  |
|--|--|
| ① 個人情報利用同意書が確認できない事例や利用者の署名押印のみで家族の同意が確認できない事例があった。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。                | 【居宅介護支援】<br>居宅支援条例第25条第3項  |
| ② 秘密保持の誓約書について、福祉用具専門相談員分は確認できたが、管理者兼福祉用具専門相談員分はないとのことであった。基準では、退職後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならないため、他の従業者と同様に誓約書を提出させること。 | 【福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与】<br>居宅条例第35条第2項(第252条、第265条準用) 予防条例第30条第2項(第216条、第230条準用) |
| ③ 個人情報提供に関する同意書について、様式中に同意日の記載箇所がなかった。これまで、契約時に同意を得てきたとのことであるが、利用者及びその家族の同意日が確認できないことから、様式を見直し、同意日を記載すること。   | 【居宅介護支援】<br>居宅支援条例第25条第3項  |

## 8. サービスの提供の記録

- |  |  |
|--|--|
| ① 利用者またはその家族とのやり取りや介護支援専門員等との連携などの内容など提供した具体的なサービスの内容等が確認できない事例があった。サービスを提供した際には具体的なサービスの内容(提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項)を記録すること。 | 【福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与】<br>居宅条例第259条、第264条／予防条例第226条、第229条、居宅予防基準解釈第3の十二3(1) |
| ② 地域密着型通所介護計画と提供時間が異なるサービスの提供を行った利用者などについて、実際とは異なる記録となっている事例があった。サービスを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録すること。                                     | 【地域密着型通所介護】<br>地域条例第20条第2項(第59条の20準用)、第59条の19第2項                         |
| ③ 入浴介助の実施の有無について、個人記録と業務日誌とで齟齬が生じている事例があった。加算算定の根拠となる記録でもあることから、正確に記録すること。   | 【通所介護】<br>居宅条例第20条第2項(第119条準用)   |

## 9. 勤務体制の確保等

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| ① 重要事項説明書において、2カ月に1回定期的に研修会を開催することとなっているが、定められている頻度では、実施していなかった。適正に研修を行い、研修を行った場合は、研修日時、受講者、研修内容等を記録すること。   | 【地域密着型通所介護】<br>地域条例第59条の13第3項 |
| ② 事前提出資料として提出した勤務体制、勤務形態一覧表において、法人内における他事業の勤務時間を含んで作成していた。従業者の勤務の体制については事業所ごとに定める必要があるため、他事業分と分けて作成すること。    | 【地域密着型通所介護】<br>地域条例第59条の13第1項 |
| ③ 事前提出資料として提出している「勤務体制勤務形態一覧表」に記載されている従業者の勤務時間と事業所において作成されている「出勤表」の勤務時間が合致しなかった。提出資料については、誤りのないよう適正に作成すること。 | 【訪問介護】<br>居宅条例第32条第1項         |

## 10. 変更の届出等

- |  |  |
|--|--|
| ① 訪問介護事業所以外に待機場所を確保しているとのことであった。当該待機場所が、訪問介護事業所の一部として使用される出張所(サテライト)に該当する場合は届出を行うこと。   | 【訪問介護】<br>法第75条第1項、施行規則第131条第1項第1号                             |
| ② 現在の管理者に変更があったが、市にその変更届が提出されていない。事業所において厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を届け出ることとなっているので、当該変更があった内容を早急に届け出ること。   | 【訪問看護／介護予防訪問看護】<br>法第75条、第115条の5施行規則第131条第1項第3号、第140条の22第1項第3号 |
| ③ 個別機能訓練加算(I)について、算定に関する届出をしているが、現在、算定要件を満たしていない体制状況にもかかわらず、その旨の届出をしていなかった。算定要件を満たさなくなつてからは、請求はしていないとのことであったが、事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨について届け出ること。 | 【地域密着型通所介護】<br>地域算定留意事項第1の5                                    |

※ 根拠条項を示している部分で使用している略称は次のとおりです。

略称	名称	制定年月日 種別・番号
法	介護保険法	平成 9年12月17日 法律第123号
施行規則	介護保険法施行規則	平成11年 3月31日 厚生省令第36号
居宅条例	佐世保市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	平成27年12月18日 条例第87号
居宅算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成12年 2月10日 厚生省告示第19号
予防条例	佐世保市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	平成27年12月18日 条例第88号
予防算定基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成18年 3月14日 厚生労働省告示第127号
居宅予防基準解釈	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について	平成11年 9月17日 老企第25号通知
居宅支援条例	佐世保市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	平成27年12月18日 条例第89号
居宅支援算定基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準	平成12年 2月10日 厚生省告示第20号
基準解釈	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について	平成11年 7月29日 老企第22号通知
居宅・支援算定留意事項	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成12年 3月 1日 老企第36号通知
居宅・施設算定留意事項	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成12年 3月 8日 老企第40号通知
地域条例	佐世保市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	平成24年12月19日 条例第71号
地域算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成18年 3月14日 厚生労働省告示第126号
地域予防条例	佐世保市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	平成24年12月19日 条例第72号
地域・予防基準解釈	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について	平成18年 3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号通知
地域算定留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成18年 3月31日 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号通知
予防算定留意事項	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	平成18年 3月17日 老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号通知
大臣基準告示	厚生労働大臣が定める基準	平成27年 3月23日 厚生労働省告示第95号
処遇改善・特定加算	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	令和02年 3月 5日 老発0305第6号通知
福祉用具等取扱	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて	平成12年 1月31日 老企第34号
福祉用具の種目	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目	平成11年 3月31日 厚生省告示第93号
H24-267Q&A1	平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)	平成24年 3月16日 介護保険最新情報Vol.267 事務連絡